



Public
Prosecutors
Office

Public Prosecutors Office

検察庁

真実を見つめ
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かう



検察の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動を進めていくことがあります。

犯罪は、これに巻き込まれた人々を不幸にするばかりではなく、社会全体に対して、不安を巻き起こすものでありますから、検察は、国民の安全安心な生活を守るために、その使命を十分に果たしていかなければなりません。また、このような検察の活動を通して、社会正義が実現され、市民生活や経済取引の基盤となる法秩序が守られることになると考えています。

検察は、常に厳正公平・不偏不党の立場にたって、これら検察の重要な使命が果たされるように、これまで努めてまいりましたが、これからもより一層努力していかなければならぬと思います。

他方で、我々を取り巻く社会は、急速に変化しています。科学技術の進歩により、生活の利便性が向上する一方で、人と人とのつながりが希薄になっているとの指摘がなされています。ボーダレス化も急速に進展し、経済取引が瞬時に国境を越えることは珍しくありません。国境をまたいだ人の移動もきわめて頻繁になっています。

このような社会の変化は、刑事事件にも大きな影響を与えています。発生する事件が多様化していくとともに、捜査・公判の手法も変わってきており、今後も変化していくものと予測されます。

検察は、これらの大きな社会の変化に的確に対応しつつ、安全安心な生活を求める国民の期待に応えなければなりません。また、犯罪被害者の心情に十分配慮していかなければなりませんし、加害者に対しては、その再犯防止や社会復帰の促進に貢献できるような検討も必要です。

検察は、職員一丸となって、これらの大きな課題に対して、熱意をもって取り組んでまいります。

検事総長 稲田 伸夫

検察庁の組織

検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応しておかれています。

最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。



広島高等検察庁
広島地方検察庁



大阪高等検察庁
大阪地方検察庁



札幌高等検察庁
札幌地方検察庁



仙台高等検察庁
仙台地方検察庁



福岡高等検察庁
福岡地方検察庁



高松高等検察庁
高松地方検察庁



最高検察庁
東京高等検察庁・東京地方検察庁



名古屋高等検察庁
名古屋地方検察庁

地方検察庁 50庁(支部203庁)

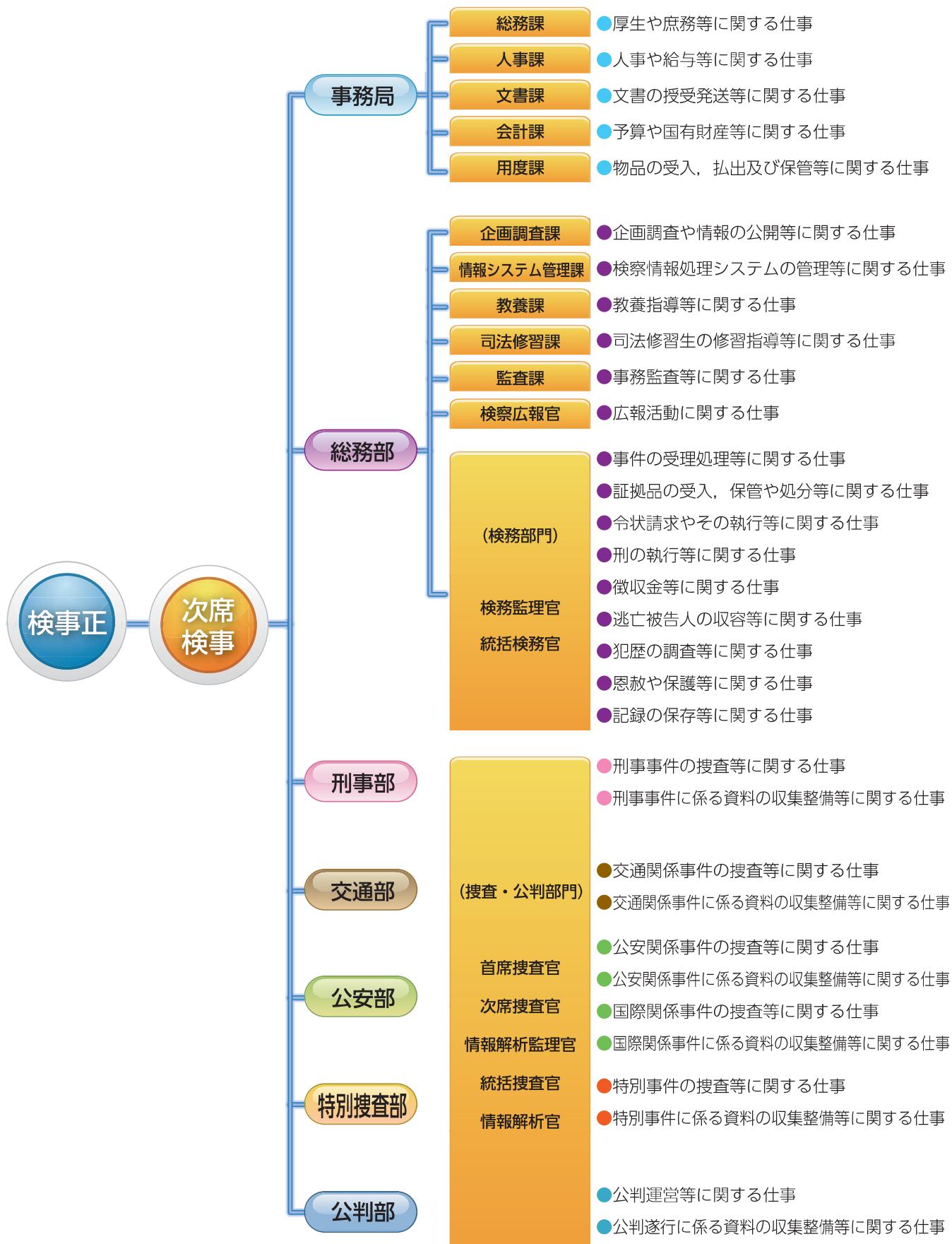
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

地方検察庁の機構

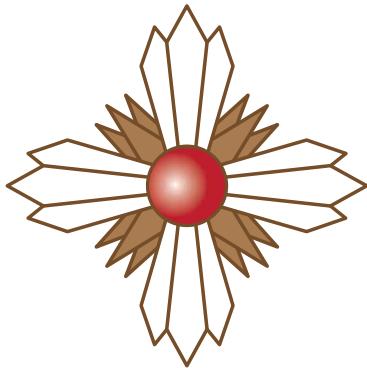
※東京地方検察庁の例



(注) 上記は、東京地方検察庁の機構を示しています。
検察庁の規模等に応じて構成されている部、課・室の名称及び数は変わりますが、仕事の内容は同じです。

検察庁の職員

一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて、活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って、明るく活気ある職場をつくっています。



(検察官記章)

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されます。



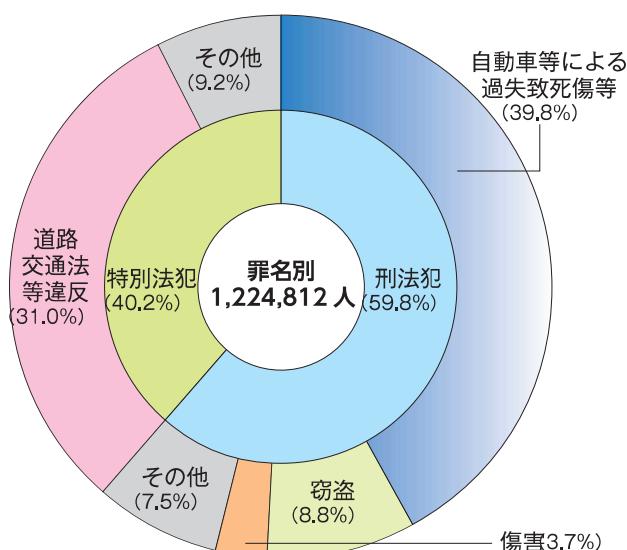
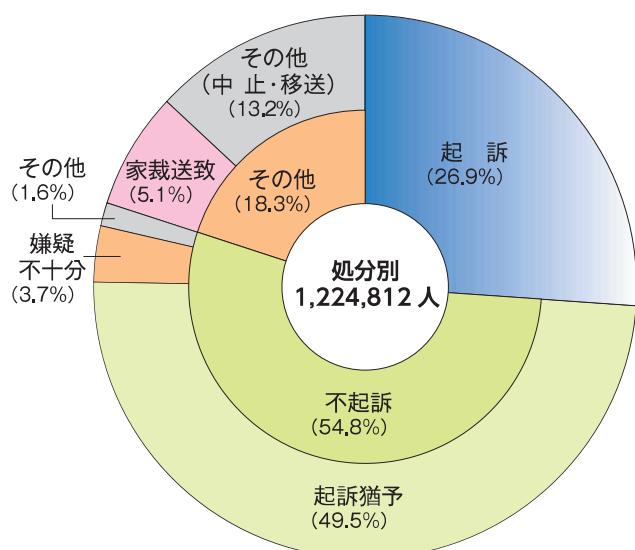
(検察事務官記章)

検察事務官

検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

(平成 29 年)

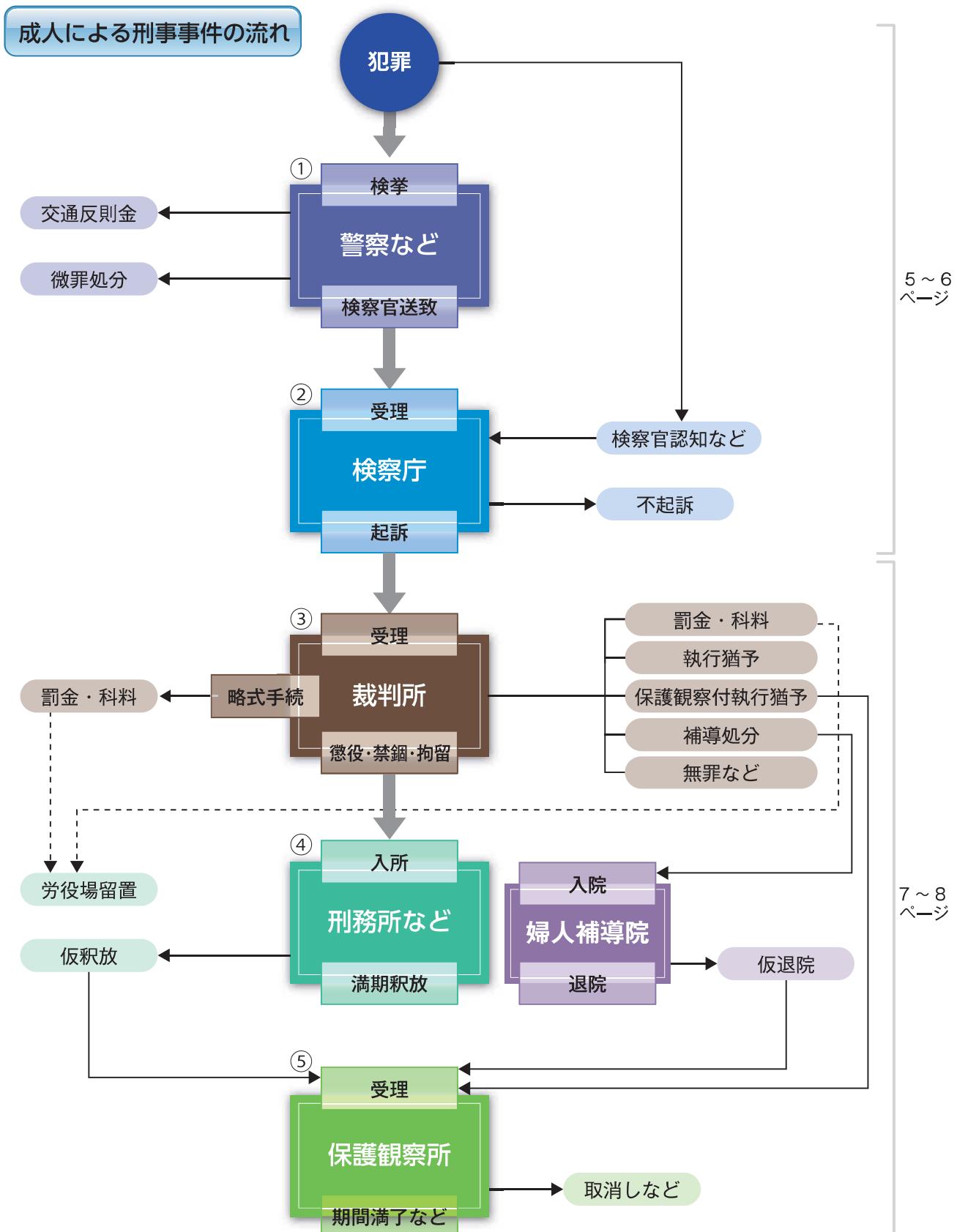


刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」、「公判」、「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。



捜査

～検察官は、あらゆる犯罪を捜査します～

刑事案件(犯罪)が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に被疑者(犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者)を逮捕したり、証拠を収集するなどの捜査を行った後、検察官に事件が送られる(送致・送付)ことになります。

そのほかにも、検察官は、自ら犯罪を捜査し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

犯罪の発生



警察など捜査機関での
捜査・事件送致

告訴・告発等

事件受理
(捜査記録・証拠品を受け取ることなど)

警察などから事件が
送られてくると、検察庁
では、その手続が法律に
従っているかどうかを
確認した上で受理しま
す。また、犯罪で使わ
れた物など(証拠品)も併
せて受け入れて保管し
ます。



捜査の流れー警察の役割と検察の役割の違いー

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者（罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べ等を行います。なお、警察は、被疑者を逮捕したときには、逮捕のときから48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また、起訴した事件について公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

被疑者の取調べや捜索・差押え等

起訴

不起訴



検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が決められる略式命令請求があります。

なお、一定の重大な犯罪については、裁判員裁判の対象となります。

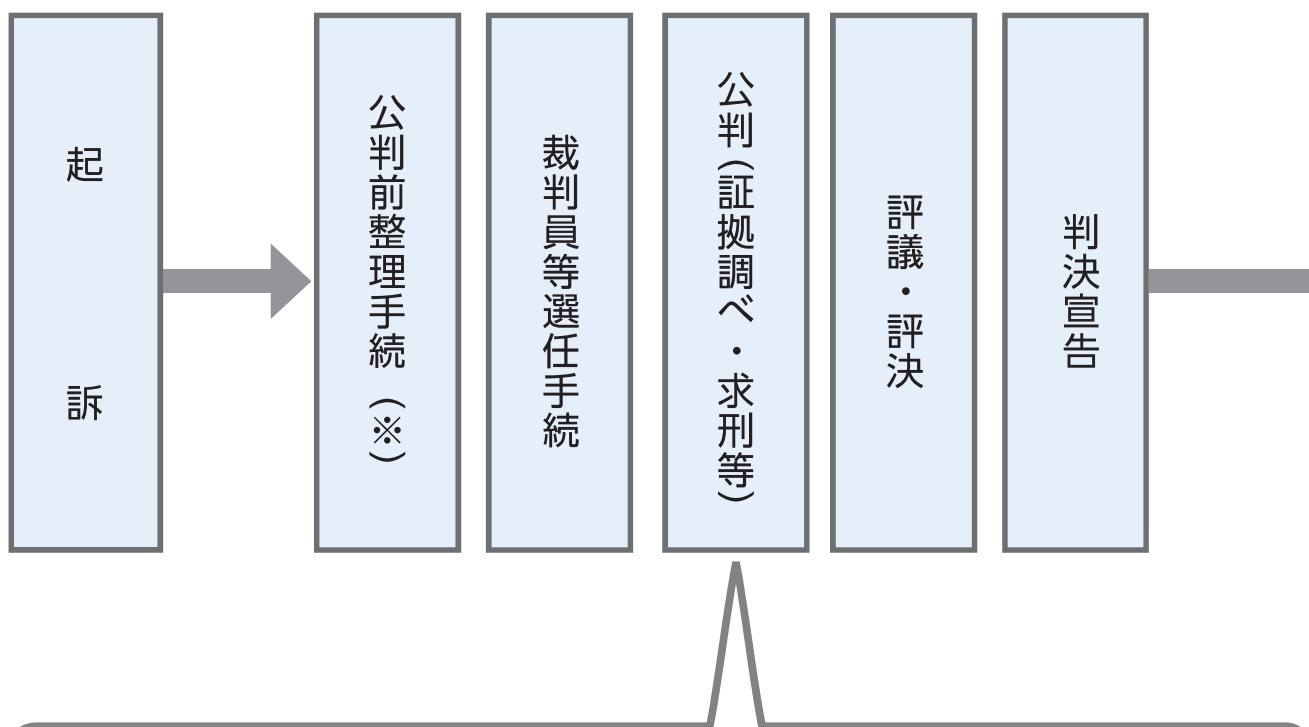
少年事件については、処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について、検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり、証拠の不十分な点について、警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。



公判(裁判員裁判の例)

～検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います～



検察官は、証人尋問などを行って被告人(起訴された被疑者)が犯罪を行ったことなどを証明します(証拠調べ)。証拠調べの終了後、犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます(論告)。

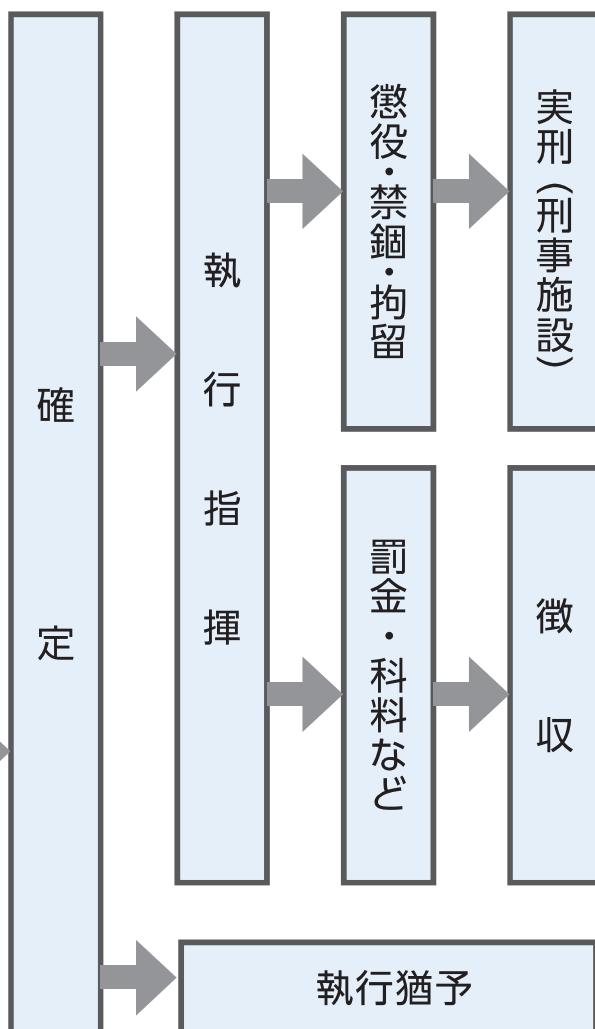
裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では、検察官は、一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるよう、より分かりやすく、迅速で、的確な立証に努めています。

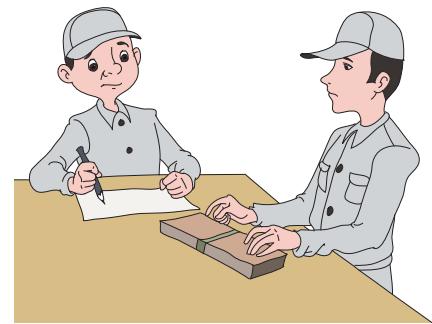
※公判前整理手続とは、裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に、迅速な審理を実現するため、その裁判が開始される前に、証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに、審理計画の策定等を行うことです。

執行

～有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行を指揮します～



自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると検察官の指揮により、執行事務を担当する検察事務官が執行手続をとるなど、この刑事裁判の締めくくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。



罰金・科料等（これらを徴収金といいます。）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が執行手続をとります。



その他

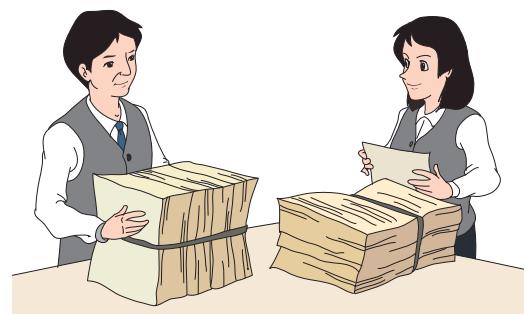
収容手続等

検察庁では、逃亡被告人の収容を行っているほか、徴収金を納付せずに逃亡している者などに対しては、適切に刑を執行するため、収容等を行った上、刑事施設において労役場留置の手続を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理し、記録の閲覧申請の検討を行ったり、これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



検察庁における再犯防止等に関する取組

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、刑務所や保護観察所などに加え、児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するため、全国の地方検察庁に、被害者保護・支援、児童虐待事案への対応、再犯防止・社会復帰支援の担当者を置き、様々な取組を行っています。

最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ



最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地における取組を集積するなどし、全国の検察庁への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を行ったり、具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施したりするなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



大阪地方検察庁再犯防止対策室からのメッセージ



大阪地方検察庁の再犯防止対策室は、総務部副部長を室長として専従の検察事務官及び社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーを配置し、罪を犯した高齢者・障害者・住居不定者等で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者を対象として、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯の防止に取り組んでいます。

再犯防止対策室では、対象者から直接話を聞くこともありますが、それは犯罪事実の解明といった取調べではなく、対象者の生活歴や犯罪の要因となった困りごとなどを引き出すことを目的としています。

再犯防止対策室での取扱件数は年々増加しており、支援先となる保護観察所、福祉事務所や医療機関などに確実にバトンを渡すべく、日々てんやわんやの状態です。

そうした中、私たちは、新たな被害者を作らないために、罪を犯した人が自らのを行い反省し、社会の中で孤立せずに調和して生きることが大切だという思いを持って、対象者が福祉的支援を受けながら社会の中で立ち直り、再び罪を犯すことがないよう、再犯防止に向けて積極的に取り組んでいます。



参考

検察の理念 第8項

警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

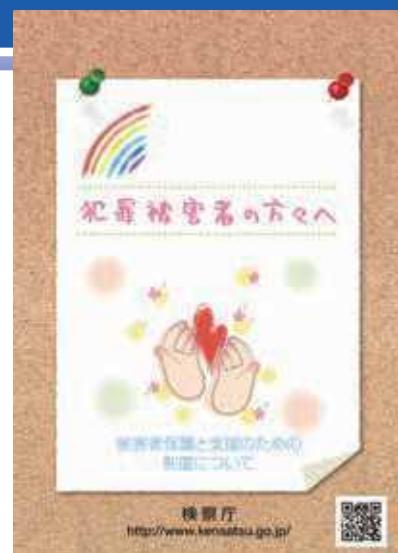
一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており、検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処理結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努めています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処理結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑事施設における処遇状況、刑事施設からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。

ホームページからもご覧になれますので、ご活用ください。
(<http://www.kensatsu.go.jp/>)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに対して、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を行っています。

名古屋地方検察庁
被害者支援員
主任検察官



犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方々は、その突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられます。

犯罪被害者等の方々への支援に携わる「被害者支援員」は、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」等を通じて、電話や来庁される犯罪被害者等の方々の支援を行っています。

また、被害者支援担当の検察事務官は、捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と連絡を密にするとともに、警察、法テラス等被害者支援関係機関との連携強化、連絡体制の構築を図り、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

これからも、被害者支援員及び被害者支援担当検察事務官は、犯罪被害者等の方々の不安や負担をできる限り軽減できるよう努めてまいります。

検察庁におけるデジタルフォレンジック

現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック(DF)とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し(保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける(解析)ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DFを積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

最高検察庁デジタルフォレンジック推進班からのメッセージ



検察庁で行う捜査・公判におけるDF業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁DF推進班は、法務省刑事局や東京・大阪のDFセンターと連携し、DF関連機器の計画的整備、各種研修によるDFに関する知識・技術の向上、DFに関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁におけるDFの推進に取り組んでいます。

東京DFセンターからのメッセージ



東京DFセンターは、平成29年4月、東京地方検察庁に発足しました。全国の検察庁に対し、DFに関する質問や相談、研修、技術(保全、解析)などの支援を行っています。

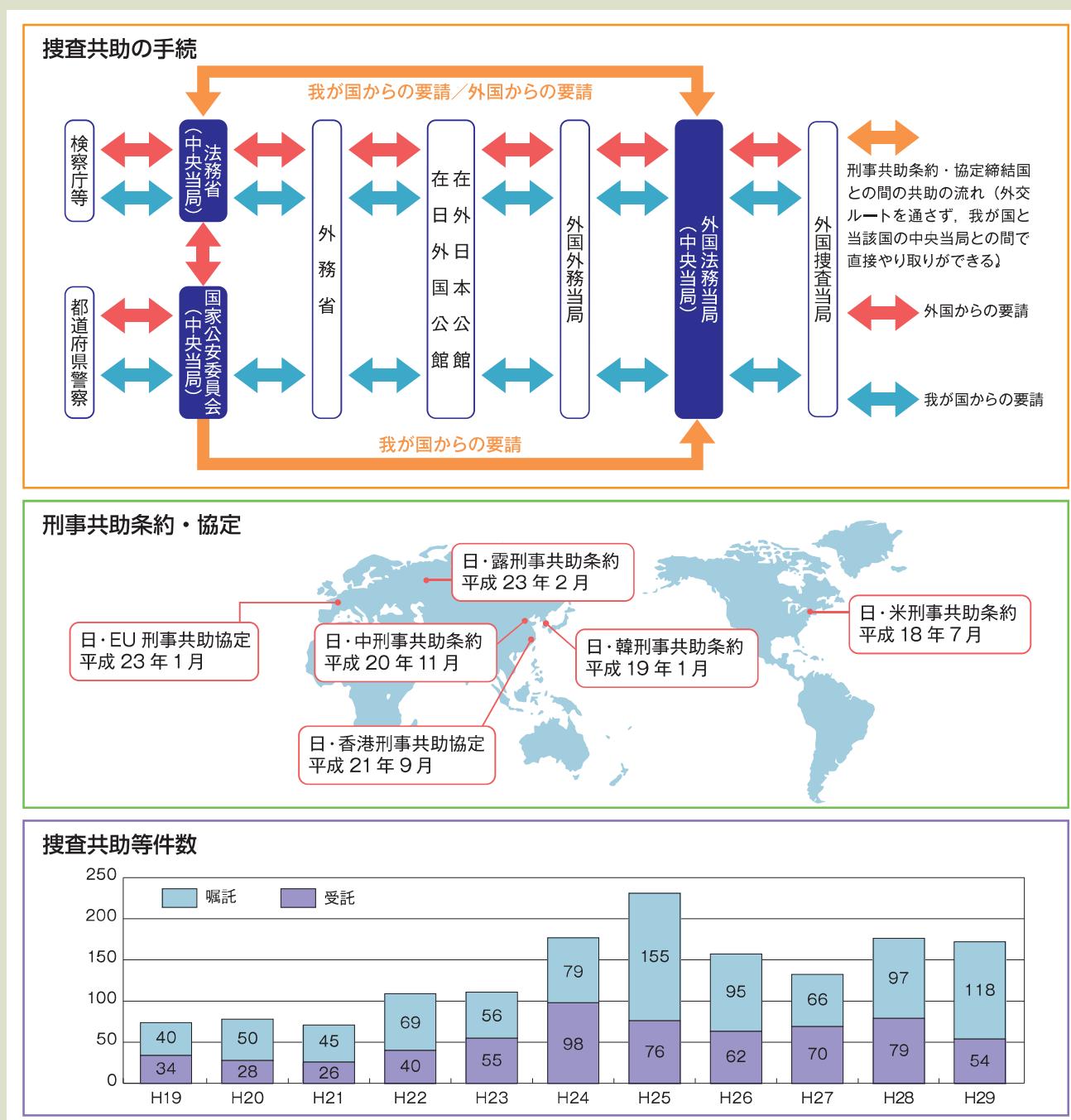
当センターでは、全国の検察庁の担当者が電話やメールで質問や相談ができるようにしており、これらに速やかに対応できる体制を整えています。また、各府からの要望に応じ、全国各地に出張して研修を実施したり、捜索差押え、証拠物の保全、解析等に協力しています。

当センターには、DFに関する知識、技術を駆使して、迅速に、かつ、適切に支援することが求められています。デジタル技術が日々進歩する中、当センターも、常にDFに関する最新の知識、技術の吸収、活用方法の探求などに日夜努めています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。



検察の理念

この「検察の理念」は、検察の使命と役割を明確にし、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不斷の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。



- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

Q&Aコーナー

□検査について

- Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか？
- A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが、適正妥当な処分を行うためですので、御協力ください。
- Q 検察庁の独自検査とは、具体的にどういうことをするのですか？
- A 検察庁の独自検査とは、検察庁自ら検挙摘発して行う検査で、政治家等による汚職事件、法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお、東京、大阪、名古屋の地方検察庁には特別検査部（特捜部）が置かれ、そのほかの地方検察庁にも、同様の業務を行う特別刑事部が置かれている府があります。

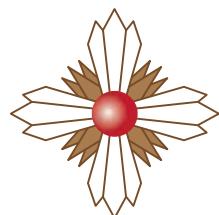
□検察官・検察事務官の資格、採用について

- Q 検察官になるための資格について教えてください。
- A 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
2 裁判官（判事・判事補）
3 弁護士
4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
5 3年以上副検事の職にあって、検察官になるための試験に合格した者が、検事になるための資格を持ちます。
- また、検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための試験に合格すると副検事になります。
- Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？
- A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官においても定年制が設けられています。学歴についての制限はありませんが、司法試験については、法科大学院修了の有無によって、受験すべき試験が加わることがあります。
- Q 検察事務官になるための資格について教えてください。
- A 検察事務官になるためには、原則として国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。
- Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。
- A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っているので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁で取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。



□その他

- Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？
- A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行ってています。主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。
詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。
- Q 検察官の付けているバッジには、どんな意味があるのでしょうか？
- A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日と菊の花弁と葉があしらってあり、昭和 25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）」のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋におりる霜と夏の厳しい日差しのことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

2020年3月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-821-5631
	福岡	〒810-0044	福岡市中央区 六本松4-2-3	092-734-9000
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西 12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町 1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町 4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町 5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸 8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平 1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王 7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町 1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚 17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町 1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡 2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町 3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通 9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畠町 5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町 2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町 6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山 1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央 1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町 1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町 2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町 9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸 4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央 3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町 3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御靈町 82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島 1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通 1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町 1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁 3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町 3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町 50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方 1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀 2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り 1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町 2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内 1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町 4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内 1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区 六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路 5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町 9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町 1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町 7-5	097-534-4100
	宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町 1-1	0985-29-2131
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町 13-10	099-226-0611
	那覇	〒900-8578	那覇市樋川 1-15-15	098-835-9200



Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp>

